

生乳需給安定クロスコンプライアンス

Q & A

目 次

【 1 共通】

（１）生乳需給安定クロスコンプライアンスの目的・概要

- 1－1 生乳需給安定クロスコンプライアンスとは何ですか。
- 1－2 クロスコンプライアンスを導入する目的は何ですか。
- 1－3 クロスコンプライアンスの対象となる補助事業は何ですか。

（２）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件

- 1－4 補助事業上、どのような要件を満たす必要がありますか。
- 1－5 施設整備・機械導入に係る補助事業において、補助申請から成果報告までの期間に認定団体が拠出金の単価等を変更した場合、変更後の単価等により拠出しなければならないのですか。
- 1－6 補助金交付決定後にクロスコンプライアンスにかかる要件を満たさないことが判明した場合はどうなりますか。
- 1－7 取引乳量の一部のみ拠出している場合、部分的に対象補助事業の補助金等を受け取ることはできますか。
- 1－8 新規就農により、出荷実績が 12 か月に満たない場合には拠出実績の要件を満たしますか。
- 1－9 乳肉複合経営において、肉用牛のために使用する施設・機械であってもクロコンの要件を満たす必要がありますか。

（３）拠出の対象となる取引乳量の範囲

- 1－10 拠出が必要となる「全ての取引乳量」とは何ですか。
- 1－11 「自家消費等」とは何ですか。

（４）拠出先の事業の認定

- 1－12 認定を受けた生乳需給安定化事業とは何ですか。

【2 酪農経営体】

- 2－1 補助事業の申請の際に酪農経営体が行わなければならない対応は何ですか。
- 2－2 認定事業への拠出金の納付に当たり、酪農経営体は何をすればよいですか。
- 2－3 同意が必要な事項がありますがどのような意味がありますか。
- 2－4 認定事業へ拠出していない場合どうなりますか。補助事業に申請する場合にはどうしたらよいですか。
- 2－5 拠出金は、損金算入できますか。
- 2－6 廃業した場合、拠出金は、返還されますか。
- 2－7 拠出金を毎月ではなく複数月分まとめて納付することはできますか。

【3 補助事業の窓口団体】

- 3－1 窓口団体等が行わなければならない対応は何ですか。
- 3－2 「チェックシート」の内容をどのようにリストにまとめれば良いですか。
- 3－3 遡及納付が行われた場合、拠出の実績はどのように確認すればよいですか。
- 3－4 チェックシートに記載された経産牛頭数はどのように確認すれば良いですか。

【4 補助事業の事業実施主体等】

- 4－1 事業実施主体等が行わなければならない対応は何ですか。

【5 生乳流通事業者・乳業者等】

- 5－1 生乳流通事業者・乳業者等が行わなければならない対応は何ですか。
- 5－2 酪農経営体に代わり拠出金の納付を行うことができますか。
- 5－3 拠出金を毎月ではなく複数月分まとめて納付することはできますか。

【 1 共通】

1－1 生乳需給安定クロスコンプライアンスとは何ですか。

（答）

1 生乳需給安定クロスコンプライアンスは、主要な酪農関係の補助金等の交付を受ける場合に、全国的な生乳需給安定のための取組として農林水産省畜産局長の認定を受けた生乳需給安定化事業の運営団体等に対して、拠出金の納付をしていること等を要件とする措置です。

2 このクロスコンプライアンスは、令和7年度から主要な酪農関係の補助事業に段階的に導入されています。

1－2 クロスコンプライアンスを導入する目的は何ですか。

（答）

1 牛乳乳製品の需要拡大等による生乳需給の安定は、我が国酪農・乳業の発展にとって重要です。

2 生乳需給は、全国で、また全ての用途でつながっており、牛乳乳製品の需要低迷といった全国的な課題への対応は、牛乳乳製品の需給と価格の安定を通じて酪農・乳業に携わる全ての方に利益を与えるものであり、広い関係者の参加が必要であると考えています。

3 現在、多くの酪農家、乳業者が参画し、過剰となっている脱脂粉乳在庫の低減を図る全国協調の取組が進められていますが、このような民間の取組を後押しするため、クロスコンプライアンスを導入することとしました。

1－3 クロスコンプライアンスの対象となる補助事業は何ですか。

（答）

- 1 クロスコンプライアンスの対象となる補助事業は、主要な酪農関係の補助事業で、具体的には下記の補助事業が対象又は今後対象となる予定です。なお、対象となる各補助事業の要綱や要領に、クロスコンプライアンスの要件が規定されます。

【クロスコンプライアンスの対象となる補助事業及びその候補】

- ①国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業（同特別対策事業を含む）
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業（同特別対策事業を含む）
- ④酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業
- ⑤国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業のうち生乳暑熱対応推進緊急対策
- ⑥乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑦飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（エサ活事業）
- ⑧酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪 G0 事業）
- ⑨畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ⑩畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち ICT 化等機械装置等導入事業（畜産 ICT 事業）

注：①～⑤及び⑧は（独）農畜産業振興機構が、⑥、⑦、⑨及び⑩は農林水産省の実施する事業です。

- 2 なお、これらの補助事業は、クロスコンプライアンスが既に導入された又は導入予定のある事業を例示しているものです。対象となる補助事業が変更される可能性があります。
- 3 上記に記載のない補助事業についても、今後、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討します。

1－4 補助事業上、どのような要件を満たす必要がありますか。

（答）

令和 8 年 1 月以降に補助事業に申請する場合、

- 1 問 1－3 に列記された補助事業（注）において、補助事業の申請月の属する四半期の前々四半期末までの 12 か月分の全ての取引乳量に応じた金額を、認定を受けた生乳需給安定化事業（以下「認定事業」という。）の運営団体等が定める単価・数量等の基準や拋出方法等（以下「拋出基準」という。）に従って、継続して拋出していることが、補助金交付の要件となります。

注：クロスコンプライアンス対象補助事業は変更がある可能性があります。各補助事業の要綱・要領にクロスコンプライアンスの要件が規定されているかどうか、申請時に要件を確認してください。

- 2 ただし、令和 8 年 12 月以前に申請する場合は、令和 7 年 10 月分以降の実績が確認対象となります。具体的には、

- ① 令和 8 年 1 月～3 月は、令和 7 年 10 月分
- ② 令和 8 年 4 月～6 月は、令和 7 年 10 月～12 月分
- ③ 令和 8 年 7 月～9 月は、令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月
- ④ 令和 8 年 10 月～12 月は、令和 7 年 10 月～令和 8 年 6 月

の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拋出していると確認できることが要件となります。

- 3 酪農経営体から「チェックシート」の提出を受けて、関係団体等と農林水産省及び（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する事業（1－3 参照）に限る。）が連携して、拋出実績を確認します。

- 4 これに加えて、施設整備・機械導入に係る補助事業（問 1－3 に列記された⑧～⑩の補助事業）においては、各補助事業に規定する成果報告時まで、認定事業の拋出基準に従って継続して拋出していることが要件となります。

- 5 手続きの詳細は各補助事業の要綱・要領を参照してください。

1－5 施設整備・機械導入に係る補助事業において、補助申請から成果報告までの期間に認定団体が単価等を変更した場合、変更後の単価等により拠出しなければならないのですか。

（答）

認定事業の拠出基準に変更があった場合には、変更後の認定事業の拠出基準に従って拠出することが要件となります。

1－6 補助金交付決定後にクロスコンプライアンスにかかる要件を満たさないことが判明した場合はどうなりますか。

（答）

1 交付の要件を満たさないこととなるため、農林水産省、（独）農畜産業振興機構又は事業実施主体等は、対象補助事業の要綱・要領等の規定に従い交付の停止や交付決定の取消等の対応を行う場合もあります。

2 そうした事案が、判明した場合には速やかに事業実施主体や窓口団体（申請先）等に連絡してください。

1－7 取引乳量の一部についてのみ拠出している場合、部分的に補助金等を受け取ることはできますか。

（答）

1 取引乳量の一部についてのみ拠出している場合は、「全ての取引乳量に対して拠出を行うこと」という要件を満たしていないため、クロスコンプライアンスの対象となる事業の補助金の交付を受けることはできません。

2 例えば、A事業者との取引乳量については拠出を行い、B事業者との取引乳量については拠出を行っていない場合、「全ての取引乳量に対して拠出を行う」という要件を満たしていないため、クロスコンプライアンスの対象となる事業の補助金を受け取ることはできません。

1－8 新規就農により、出荷実績が12か月に満たない場合には拋出実績の要件を満たしますか。

（答）

- 1 取引乳量がゼロの期間がある場合、その期間は「ゼロ円の拋出を行っている」ものと判断します。
- 2 したがって、新規就農により出荷実績が12か月に満たない場合、出荷実績のある期間における実績によって要件を満たすか否かを判断します。

1－9 乳肉複合経営において、肉用牛のために使用する施設・機械であってもクロコンの要件を満たす必要がありますか。

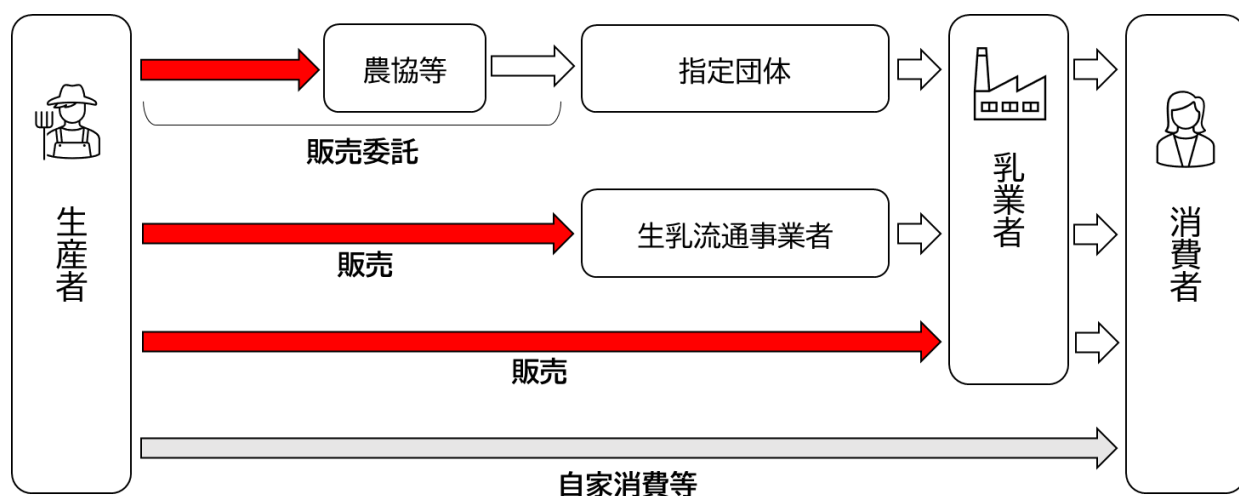
（答）

- 1 乳肉複合経営であっても、原則としては、当該経営体が生乳の販売を行っている場合にはクロコンの要件を満たす必要があります。
- 2 ただし、補助事業により整備又は導入する施設・機械が、肉用牛事業のためだけに使用することが確実な場合には、この限りではありません。

1－10 拋出が必要となる「全ての取引乳量」とは何ですか。

（答）

- 1 酪農経営体が、生乳流通事業者や乳業者等に委託販売又は販売を行った「全ての取引乳量」のことを指します。本クロスコンプライアンスでは「全ての取引乳量」に応じた拋出が必要となります。
- 2 複数の取引先がある場合には、全ての取引先への取引乳量の合計が「全ての取引乳量」となります。
- 3 なお、自家消費等（1－11 参照）に仕向けられた生乳については、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、クロスコンプライアンスで拋出を求める「全ての取引数量」には含めません（拋出の対象にはなりません）が、「チェックシート」の「コ 全取引乳量」には自家消費等の分を差し引いた数量を記入し、「ス 自家加工等に全量又は一部使用」の欄にチェックをして、チェックシートを提出してください。
- 4 沖縄県及び伊豆諸島において生産された生乳についても、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、拋出を求める対象から除外していますので、同地域でのみ生乳生産を行う方は「チェックシート」の提出は不要です。



1－11 「自家消費等」とは何ですか。

（答）

- 1 自家消費等とは、①自家加工、②地域の六次産業化の取組、③子牛哺育を指します。
- 2 「①自家加工」については、酪農経営体自らが所有する製造施設で牛乳乳製品を製造する行為を指し、乳業者に製造委託をする場合や資本関係を有する別法人が製造する場合は「①自家加工」に含まず、抛出の対象となります。
- 3 ただし、「①自家加工」に該当する場合でも、生乳流通事業者へ生乳を販売委託又は販売した後、買戻し、自らの牛乳乳製品製造に利用する場合は、生乳取引を行っていることから抛出の対象となります。
- 4 「②地域の六次産業化の取組」については、同一の地域にある小規模な加工施設（チーズ工房等）に生乳を販売する行為です。小規模な加工施設とは、生乳の処理能力が日量3トン以下の加工施設を指します。
- 5 もし、自家消費等にあたるかどうかの判断がつかない行為・取引の個別事例がありましたら、農林水産省畜産局牛乳乳製品課までお問い合わせください。
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html

1－12 認定を受けた生乳需給安定化事業とは何ですか。

（答）

- 1 生乳需給の安定確保を図るため、生産者や乳業者による資金抛出を原資とした、民間団体・事業者が管理運営する、乳製品在庫減少の取組及び牛乳乳製品の需要増加の取組であって、農林水産省畜産局長の認定を受けたものです。
- 2 令和8年1月現在、（一社）Jミルクが運営する「酪農乳業需給変動対策特別事業」が認定を受けています。

【2 酪農経営体】

2－1 酪農経営体が行わなければならない対応は何ですか。

（答）

- 1 認定事業に拠出金を納付するとともに、対象補助事業に申請する時に必要事項を記入した「チェックシート」を、対象補助事業の窓口団体となる単位農協・協議会等（以下「窓口団体等」という。）に提出してください。
- 2 また、農林水産省や農畜産業振興機構、事業実施主体、窓口団体等から、確認資料の全て又は一部を提出するよう求められた場合、確認資料を提出してください。この資料提出依頼を拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます。

【確認資料】

- ・ 生乳の生産量
- ・ 自ら取引した数量
- ・ 経産牛頭数の分かる資料
- ・ 全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料
（請求書、領収書、拠出金の明細書等）

2－2 認定事業への拠出金の納付は具体的に何をすればいいですか。

（答）

- 1 認定事業の拠出基準に従って、自ら取引した全ての乳量に対して、拠出金を納付してください。
- 2 なお、拠出金は酪農経営体が負担することが原則ですが、取引先の事業者が、立替払や第三者納付する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことができます。
- 3 拠出金の納付手続きの詳細については、認定事業の運営団体にお問い合わせください。
- 4 拠出金の納付方法は以下の（１）～（３）によります。

（１）指定団体を通じて納付する場合

（一社）中央酪農会議や指定団体が定める方法により拠出の手続きを行ってください。なお、その場合、基本的には拠出金は乳代から控除されるため、酪農経営体が拠出金の納付手続きを行う必要はありません。

（２）指定団体以外の生乳流通事業者や乳業者等に納付を委託する場合

取引先の事業者を通じて、認定事業の運営団体に拠出の同意書を提出する等必要な手続きを行ってください。

取引先の事業者に拠出金の納付を委託できるか、当該事業者への拠出金の納付方法（控除するか、別に納付するか）は、当該事業者にご相談ください。

（３）認定事業の運営団体等に直接拠出金を納付する場合

認定事業の運営団体に直接、拠出の同意書を提出してください。また、毎月、認定運営団体等と取引乳量の確認を行うとともに、拠出金の納付を行ってください。

2－3 同意が必要な事項がありますがどの様な意味がありますか。

（答）

1 以下の3点の確認事項に対して同意をお願いしています。なお、これらのことについて同意が得られない場合は、要件を満たさないと判断されます。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する補助事業（1－3参照）に限る。）、地方公共団体・団体・事業者であってクロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した乳量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる伝票（領収書、請求書、拠出金の明細書等）を提出すること。

→全ての取引乳量に対して拠出を行っているかの確認のために同意が必要となります。

（2）農林水産省及び対象補助事業の実施に関わる団体・事業者が、

- ① 当該チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用すること
- ③ 認定事業の運営団体やこの団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拠出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること

→拠出実績を確認する際、補助事業の申請者情報と拠出実績情報を突合するため、同意が必要となります。

（3）クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

→要件違反があった場合には、補助金の返還も含めた措置をとる場合があるため、その点を予め承知いただくものです。

2－4 認定事業へ拠出していない場合どうなりますか。補助事業に申請する場合にはどうしたらよいですか。

（答）

- 1 認定事業へ全ての取引乳量に応じて拠出を行っていない場合、対象補助事業の補助金等の交付を受けることはできません。
- 2 補助金の申請を行う際にそうした事実が判明した場合でも、速やかに、要件を満たすように拠出金を遡及的に納付し、そのことを窓口団体等（申請先）や事業実施主体等が、確認資料により確認できた場合は、補助金の交付を受けることができます。
- 3 ただし、その場合でも、補助事業の申請期限には注意してください。
（申請期限を延長するものではありません。）

2－5 拠出金は、損金算入できますか。

（答）

認定事業の運営団体にお問合せください。

2－6 廃業した場合、拠出金は、返還されますか。

（答）

認定事業の運営団体にお問合せください。

2－7 拠出金を複数月分まとめて納付することはできますか。

（答）

- 1 将来の取引見込み乳量等に基づき拠出金を先払いする方法であって、認定事業の運営団体が前払い方式を認めている場合、拠出金を複数月分まとめて納付することができます（事後的にまとめて納付することは、本クロスコンプライアンスの要件違反となります。）。
- 2 ただし、前払いを行った後に毎月の取引乳量が確定していく中で、前払いを行った金額が、拠出すべき金額を下回った場合は、本クロスコンプライアンスの要件を満たしていないと判断されますので、支払い方法等について認定事業の運営団体等にご相談ください。

【3 補助事業の窓口団体等】

3-1 窓口団体等が行わなければならない対応は何ですか。

（答）

1 窓口団体等は対象補助事業の受付時に、酪農経営体から提出された「チェックシート」について、必要事項の記入及び確認事項への同意がなされているかを確認してください。必要事項を記入していただけていない場合や、確認事項に同意していただけていない場合は、要件を満たさないため、補助事業の申請を受け付けないでください。

2 また、「チェックシート」の記載内容が正しいかを確認するため、必要に応じて酪農経営体に確認資料の提出を求めることができます。しかし、拠出実績は「拠出者リスト」及び「申請者リスト」に基づき行うため、農林水産省、（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する事業に限る）又は事業実施主体等から求めがない限り確認資料の提出を求める必要はありません。

【確認資料】

- ・ 生乳の生産量
- ・ 自ら取引した数量
- ・ 経産牛頭数が分かる資料
- ・ 全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料（請求書、領収書、拠出金の明細書等）

3 その上で、「チェックシート」の内容をとりまとめた「申請者リスト」を事業実施主体等に提出してください。

4 事業実施主体等から、要件を満たさない旨の通達があった場合は、必要に応じて当該酪農経営体に対して、上記2の確認資料の提出を求める等により、拠出要件を満たすかの確認を行うとともに、要件を満たしていることを確認できなかった場合には、補助金等の交付を受けられない旨を当該酪農経営体に伝達してください。

3－2 「チェックシート」の内容をどのようにリストにまとめれば良いですか。

（答）

別に提供する様式を使用して申請者リストの取りまとめをお願いします。

3－3 遡及納付が行われた場合、拋出の実績はどのように確認すればよいですか。

（答）

- 1 問1－4で示される拋出要件を満たすよう該当期間の全ての出荷乳量に応じて拋出金が納付されたことを、酪農経営体から提出された確認資料（領収書、請求書等）により確認してください。

3－4 チェックシートに記載された経産牛頭数はどのように確認すれば良いですか。

（答）

- 1 窓口団体等が農協の場合には概ね把握されているものと思われるので、その情報を用いて確認を行ってください。
- 2 上記が困難である場合、（独）家畜改良センターの個体識別情報を用いることでも確認が可能です。

【 4 補助事業の事業実施主体等】

4－1 事業実施主体等が行わなければならない対応は何ですか。

（答）

- 1 窓口団体等から提出を受けた「申請者リスト」を取りまとめ、農林水産省又は（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する補助事業（1－3 参照）に限る。以下同じ。）に提出してください。
- 2 その後、必要に応じて、農林水産省又は同機構の指示に従い、（一社）中央酪農会議又は認定事業の運営団体に当該補助事業に申請した酪農経営体の拠出状況を照会してください。
- 3 その結果、全ての取引乳量分の拠出が確認できない酪農経営体があった場合、
 - （1）窓口団体等に対して、当該酪農経営体に資料の提出を求める等により、拠出要件を満たすかの確認を行うとともに、
 - （2）それでも要件を満たしていることを確認できなかった場合には、補助金等の交付を受けられない旨を当該酪農経営体に伝達するよう窓口団体等に伝達してください。

【5 生乳流通事業者・乳業者等】

5－1 生乳流通事業者・乳業者等が行わなければならない対応は何ですか。

（答）

1 拠出金の納付を代行いただける生乳流通事業者・乳業者等は、認定事業の運営団体が定める方法により、四半期毎に、

（1）酪農経営体の拠出リストを取りまとめ、同団体に提出するとともに、

（2）取りまとめた拠出金を同運営団体に代行納付してください。

2 ただし、酪農経営体が認定事業の運営団体への直接納付を希望する場合は、この限りではありません。

3 農協・農協連等が、指定団体経由で拠出金を納付する場合、拠出者リストを提出する等の手続きが必要となりますが、詳細については、（一社）中央酪農会議や指定団体からの案内に従ってください。

5－2 酪農経営体に代わり拠出することができますか。

（答）

酪農経営体が負担すべき拠出金を、生乳流通事業者や乳業者等が立替払や第三者払い（肩代わり）して認定事業の運営団体に拠出することができます。その場合、立替払や第三者払い（肩代わり）した拠出金は酪農経営体が拠出したとみなすため、四半期ごとに、酪農経営体の拠出リストを取りまとめて提出してください。

5－3 拠出金を複数月分まとめて納付することはできますか。

（答）

問2－7と同じ。